

## 税額を是正する手続き

申告書を提出した場合に、その申告した税額が少なかったとき又は過大である場合の一般的な手続きについて説明します。(法人・個人ともに共通ですが、主として個人を前提としています。)

### 1. 税額が過少であった場合(修正申告)

確定申告書を提出した人は(税務署長から決定を受けた人も含む)税務署長から更正があるまでの期間であれば、自分から税額を修正した申告書を提出することができます。義務ではなく、「できる」という任意規定になっています。税額が増加した分を延滞税と一緒に納付します。また、増差税額については、過少申告加算税が課される場合があります。

### 2. 税額が過大であった場合(更正の請求)

確定申告書を提出した人で、その申告書の計算が法律の規定に従っていなかったこと又はその計算に誤りがあったため、税額を過大に申告してしまった場合には、法定申告期限(所得税の確定申告の場合には、3月15日)から1年以内であれば、更正の請求をして、税金を還付してもらうことができます。

更正の請求をする場合には、「法律の規定に従っていなかった場合」又は「計算に誤りがあった場合」に限定され、かつ、法定申告期限から1年以内であることが要件です。例えば、確定申告をした人が、提出後に住宅ローン控除の適用をしていなかったことに気付いた場合には、その申告は、上記の要件には該当しないため、更正の請求をすることはできません。このように、更正の請求に該当しない場合は、「嘆願書」により税務署長にお願いすることになります。「嘆願書」は、納税者の権利としてではなく、あくまで、税務署長へのお願いです。

また、裁判等の理由により計算の基礎となる事実の確定が法定申告期限から1年を超えてしまうこともあります。その場合には、判決等によりその事実が確定した日の翌日から2月以内であれば、更正の請求が可能です。

### 3. 税務署長からの処分(更正又は決定)

「更正」とは、確定申告書を提出した人を対象として、税務署長がその調査に基づき税額を修正することをいいます。青色申告者についての更正は、帳簿を調

査して、その帳簿に誤りがある場合のみ更正することができます。「決定」とは、確定申告書を提出すべき義務があるにもかかわらず、その申告書を提出しなかった人を対象として、税務署長がその調査に基づき税額を決定することをいいます。

税務調査で指導事項を指摘された場合、ほとんどの納税者は、修正申告を勧められ、修正申告に応じているのが現状ではないでしょうか。基本的には修正申告に応じて、不服申立てへの道が閉ざされてしまうこととなります。不服申立ては、税務署長がした処分について提訴するものであり、自分の意思に基づく修正申告に対しては、それが税務署長の指導であったとしても、不服申し立てをすることはできないというのが理屈です。

### 4. 処分に不服がある場合(不服申立て)

#### 異議申立て

税務署長等がした処分に不服がある場合には、その処分をした税務署長等に対して異議申立てをすることができます。申立ての期間は、その処分を知った日の翌日から起算して2月以内です。処分をした税務署長に対して申立てをするため、通常は、棄却され、次の審査請求に進むこととなります。

#### 審査請求

上記の異議申立てに対する「決定」に、さらに不服がある場合には、国税不服審判所長に対して、審査請求をすることができます。この審査請求は、原則として、異議申立ての「異議決定書」の謄本の送付があった日の翌日から起算して1月以内になくしてはなりません。

#### 司法裁判所での訴訟

審査請求の「裁決」に不服がある場合に初めて司法裁判所(地方裁判所)に訴訟をおこすことができます。税務訴訟については、異議申立て、審査請求(青色申告者の場合には、異議申立てを省略できる場合があります)を経た上でなければ、裁判をすることはできません。最近の税務訴訟では、納税者側が勝訴するケースも見受けられるようになりました。主張すべきことを主張し、不当な処分に対しては泣き寝入りすることがないようにしたいものです。(担当 小林 進)